

訪問看護・介護予防訪問看護

重要事項説明書

国保中央病院訪問看護ステーション

ご利用の皆様へ

国保中央病院訪問看護ステーションの重要事項説明書

この説明書はご利用の皆様に対する、当訪問看護ステーションの事業運営の中で、ご理解いただきたい点を明記させていただいておりますので、必ずお読みください。

1. 指定訪問看護を行う事業所の名称及び所在地：

- ① 名称：国保中央病院訪問看護ステーション
- ② 住所：〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古 404-1 国保中央病院内
- ③ 電話番号：0744-32-8800 FAX：0744-32-8811
- ④ 管理者氏名 穴 田 暢 恵

2. 事業の目的：当訪問看護ステーションの事業は、健康保険法・介護保険法に基づき、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供する。

運営方針：①利用者様の特性を踏まえて、生活の質を確保し、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、在宅療養生活が維持できるよう支援する。

- ② 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との連携を図り、その協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努める。

「その人らしく生きることを共に考え支援する」

「安心して療養生活が送れるよう信頼関係を築き、質の高い心温かな看護の提供を目指す」

3. 事業所の職員体制：

- 管理者：1 名
- 訪問看護師：5 名 （管理者含む）
- 事務職員：1 名

4. 通常の事業の実施地域：磯城郡（川西町、三宅町、田原本町）及び北葛城郡広陵町とします。その他の地域は要相談となります。

5. 営業時間：月～金曜日、8 時 30 分～17 時 15 分

休業日：土・日曜日・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日

＊緊急時訪問看護加算・24 時間対応体制加算の契約利用者様に対しては、24 時間体制で電話でのご相談及び緊急訪問をします。

6. 訪問看護の提供方法

- ① 利用者様から訪問看護の利用を申し込まれたかかりつけ医が、訪問看護指示書を訪問看護ステーションに交付します。訪問看護指示書に基づき訪問看護ステーションは看護計画書を作成した上で、訪問看護を実施させていただきます。訪問看護計画書は主治医に提出し、利用者様・ご家族へ説明と交付をさせていただきます。
- ② 利用者様またはご家族から訪問看護ステーションに直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言致します。
- ③ 利用者様に主治医がいない場合は、訪問看護ステーションから利用者様の関係する医師会等に協力を求め確保致します。
- ④ 介護保険をご利用の利用者様は、介護支援専門員のケアプランの下で計画された日時に、訪問看護の提供をさせていただきます。

7. 訪問看護サービスの内容：

- 病状や障害の観察、健康管理支援
- 褥瘡や創の処置
- カテーテルなど医療機器の管理
- 医師の指示による医療処置
- 食事、水分、栄養管理
- 排泄、清潔などに関する処置とケア
- リハビリテーション
- 緩和ケア
- ターミナルケア
- 保健、福祉サービスなどの活用支援と連携、相談
- 認知症患者の看護
- 服薬などの指導
- ご家族など介護者の支援

8. 利用料金（契約書第 13 条）

(1) 介護保険（要介護・要支援）

指定訪問看護を提供した場合の利用料は、介護保険法 41 条第 4 項及び第 52 条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額を請求させていただきます。ただし、訪問看護の開始にあたって、あらかじめ利用者様やご家族に対して文書で説明し、支払いの文書に署名捺印をいただきます。

(2) 医療保険

指定訪問看護を提供した場合、健康保険法等に規定する基本料金を支払っていただきます。ただし、訪問看護の開始にあたって、あらかじめ利用者様やご家族に対して文書で説明し、支払いの文書に署名捺印をいただきます。

(3) 保険適用外料金（自費負担）

- ① 保険適用外の訪問看護料金は下記のとおりとなります。

(税込み)

	時間内： 8 時～18 時	早朝：6 時～8 時 夜間：18 時～22 時	深夜： 22 時～6 時
平日 30 分未満	5,280 円/回	6,600 円/回	7,920 円/回
平日 30 分以上 90 分未満	9,240 円/回	11,550 円/回	13,860 円/回
土・日・祝祭日 30 分未満	6,820 円/回	8,525 円/回	10,230 円/回
土・日・祝祭日 30 分以上 90 分未満	11,990 円/回	14,990 円/回	17,985 円/回
超過時間利用料	1,980 円/回/30 分毎（1 回のご利用が 90 分を超えた場合）		

* 平日 …… 月曜日から金曜日

- ② 死後の処置：訪問看護料金及び 5,500 円（税込み）となります。

（介護保険・医療保険の適用が出来ない場合の訪問料金については、上記①の保険適用外の訪問料金を請求させていただきます。）

- ③ 訪問看護に必要な材料費（保険適用外の衛生材料）、サービスを提供するために使用する管理用品等は実費となります。

- ④ 駐車場利用料金が発生した場合は実費を請求させていただきます。

- ⑤ キャンセル料：キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。当日のキャンセルはキャンセル料（予定していた訪問看護の利用時間区分に応じ、上記①の「保険適用外の訪問看護料金」の表により算定）を頂きますのでご了承ください。ただし、利用者様の容態の急変や急な入院等、緊急でやむを得ない事情がある場合は請求いたしません。

イ) 利用日の前営業日の 17 時までに申し出があった場合・・・無料

ロ) 利用日の前営業日の 17 時までに申し出が無かった場合

当日の申し出、または申し出なく不在の場合・・・利用料金の 100%

(4) 料金の請求及び支払い方法

料金の請求はその都度させて頂き、支払いはコンビニ支払用紙を送付しコンビニ支払い、又は国保中央病院の窓口支払いとなります。

9. 利用中止、変更、追加

- ①利用予定日の前に、利用者様の都合により訪問看護サービスの利用を中止または変更することができます。この場合にはサービス実施の前営業日の 17 時までには事業所に申し出てください。
- ②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な日時を提示させていただきます。

10. サービス利用に関する留意点

- ① サービス開始時に、担当の看護師を決定します。ただし、実際のサービス提供時は複数の看護師が交代で訪問する場合があります。
- ② 利用者様から看護師の交代の希望があった場合、理由について尋ね、ご相談に応じます。看護師を指名することはできません。
- ③ 事業所の都合により、担当看護師の交代をお願いする場合があります。その際、利用者様に不利益が生じないよう十分配慮致します。
- ④ 訪問看護サービスは、医師の指示に基づいて提供致します。ご利用にあたっては、主治医より訪問看護指示書の交付を一定の期間（最長 6 か月）ごとに受ける必要があります。
- ⑤ 事業所は、主治医に訪問看護計画書を作成時・変更時に提出し、訪問看護報告書を月 1 回提出し主治医との連携を図ります。
- ⑥ 鍵等の貴重品については原則として預かりません。ただし、サービス提供において支障がある場合、「預かり証」を発行し、一時的に保管させていただきます。（鍵は事務所の鍵のかかる場所に保管します。）

11. サービス内容に関する苦情相談窓口（契約書第 11 条）

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所の窓口までご連絡ください。速やかに対応致します。また、国民健康保険団体連合会にも相談窓口があります。

国保中央病院： 訪問看護ステーション・地域医療 相談窓口	窓口責任者：地域支援センター内 受付時間：月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 電話番号：0744-32-8800
田原本町 住民福祉部 長寿介護課	受付時間：月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 電話番号：0744-32-2901
三宅町 住民福祉部 長寿介護課	受付時間：月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 電話番号：0745-44-3074
川西町 長寿介護課	受付時間：月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 電話番号：0745-44-2635
広陵町 福祉部 介護福祉課	受付時間：月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 電話番号：0745-54-6663

奈良県国民健康保険団体連合会	受付時間：月～金曜日　午前9時～午後5時 電話番号：0120-21-6899
----------------	---

12. 暴力・ハラスメント行為への対応（契約書 17 条）

（1）看護師への迷惑行為に対して

利用者様とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力・暴言・脅迫・ハラスメントなどがあつた場合はサービスを中止することがあります。

（2）利用者様への暴力・ハラスメントに対して

利用者・家族様が安心してサービスが受けられるよう、虐待防止やケア技術の向上に努めています。サービス提供者が利用者様に対して、暴力行為や虐待行為を行った場合、訪問看護ステーションまたは国保中央病院苦情相談窓口ご連絡して下さい。速やかに必要な措置を講じます。

13. 緊急時における対応方法（契約書第 12 条）

- ① 訪問看護中に利用者様の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- ② 訪問看護師は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。
- ③ 利用者様またはそのご家族から電話等により、看護の意見が求められた場合に、常時対応できる体制をとります。緊急時訪問看護加算・24 時間対応体制加算の契約が必要です。

主 治 医	病院名	
	氏 名	
	電話番号	

緊 急 時 連 絡 先 (家族等)	氏 名 (続柄)	
	住 所	
	電話番号	自宅： 携帯：

14. 事故発生時の対応方法（契約書第 19 条）

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに上記記載による「緊急時の対応」を行うとともに県・市町村への連絡・報告を行います。

15. 災害発生時の対処方法

災害マニュアル、事業継続計画に基づいて関連機関と連携し対応させていただきます。

当事業所は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所 奈良県磯城郡田原本町宮古 404-1

国保中央病院組合
国保中央病院訪問看護ステーション

管理者 穴田 暢 恵 印

説明者 氏名

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 _____ 印 _____

代理人 住所

氏名 _____ 印 _____

続柄 ()